

部活動の活動方針

栃木県立小山南高等学校

学校の教育目標	【教育目標】 ・誠実で判断力があり、自主的精神に充ちた、情操豊かな人間の育成を期する。 ・自他を敬愛し、勤労と責任を重んじる人間の育成を期する。 ・気力および体力の充実した、心身ともに健康な人間の育成を期する。 【教育目標と部活動との関連】 部活動は、スポーツや文化芸術に興味と関心を持つ同好の生徒の自主的・自発的な参加により、学校教育の一環として、多様な活動が行なわれている。 心身の成長過程にある生徒にとって部活動への参加は、他者を尊重し、他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる活動であり、本校の学校教育目標の実現に資する役割を果たしている。 【部活動の教育的意義】 部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、達成感や充実感をもたらす、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義の高い活動である。
部活動の基本方針	【学校の部活動に係る活動方針】 1 適切な運営のための体制整備 ・校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。 ・校長は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の事情、部活動指導員の配置状況等を勘案し、部活動顧問を決定するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。 ・校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度にならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。 ・校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行うとともに、時間外在校等時間の上限を超える実態がある場合には、校務分掌の適正化や業務削減等の改善のための措置を講じる。 2 運動部活動における安全管理の徹底 ・校長は、学校部活動の運営において、生徒の安全を第一に、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者（以下、部活動顧問等という。）が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。 ・部活動顧問等は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、各生徒の発達段階、体力、修得状況等を把握し、計画的に無理のない活動となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった際の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。 ・部活動中、部活動顧問及び部活動指導員は、生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とする。やむを得ず直接活動に立ち会えない場合は、他の教員と連携、協力するとともに、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。このためにも、部活動顧問は日頃から生徒が活動内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解したりできるような指導を心掛ける。 ・校長、部活動顧問及び部活動指導員は、天候の急変などに備え、あらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じる。 また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時には、WBGT 計や「熱中症予防情報サイト」「熱中症予防運動指針」等を参考に、活動の実施を判断する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・校長、部活動顧問等は、部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所の施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25（2013）年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」にのっとった指導を行う。
- ・部活動顧問等は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ・文化部活動の部活動顧問等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ・部活動顧問等は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・大会前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積などに留意する。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、中学生より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、入学者選抜を経て入学してきたことを踏まえ、本校の実情、競技種目、分野、活動目的等に応じて、休業日の1日の活動時間については6時間程度とすることもできる。
- ・練習試合や大会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- ・文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。
- ・定期試験初日の1週間前から定期試験実施期間（最終日を除く）、年末年始及び校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加によりやむを得ず活動する場合は、事前に校長に申し出て承認を得る。

5 その他

- ・校長は、生徒の教育上の意義や生徒や指導者の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。各部の参加できる大会は次のとおりとする。
 - ア 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会（その上位大会を含む）
 - イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会（その上位大会を含む）
 - ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等
- ・部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- ・部活動顧問は、活動の目標・方針、休養日、1日の活動時間、活動内容等について、説明会を開く等の方法で、保護者に周知する。